

## 議案第53号

富士見市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市営住宅条例（平成21年条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年5月31日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

富士見市パートナーシップ宣誓制度の導入等に伴い、富士見市営住宅条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市営住宅条例の一部を改正する条例

富士見市営住宅条例（平成21年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「限る。以下同じ。）」の次に「その他規則で定める者（以下「親族等」という。）」を加え、同項第5号中「親族」を「親族等」に改める。

第11条第2号及び第3号並びに第16条第1項中「親族」を「親族等」に改める。

附則第3項及び第4項を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。